

令和5年5月10日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和5年第1回

杵築市議会臨時会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※



## 目 次

- 報告第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 4 年度杵築市一般会計補正予算 (第 1 5 号)  
) - 議案書 3 ページ -
- 報告第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 4 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補  
正予算 (第 4 号)) - 議案書 4 ページ -
- 報告第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 4 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算  
(第 3 号)) - 議案書 5 ページ -
- 報告第 1 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 4 年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予  
算 (第 3 号)) - 議案書 6 ページ -
- 報告第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 4 年度杵築市介護保険特別会計補正予算 (第  
3 号)) - 議案書 7 ページ -
- 報告第 1 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 4 年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正  
予算 (第 3 号)) - 議案書 8 ページ -

- 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 4 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算  
(第 7 号)) - 議案書 9 ページ -
- 報告第 18 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 5 年度杵築市一般会計補正予算 (第 2 号))  
- 議案書 10 ページ -
- 報告第 19 号 専決処分の承認を求めることについて  
(杵築市税条例の一部を改正する条例)  
- 議案書 11 ページ -
- 報告第 20 号 専決処分の承認を求めることについて  
(杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例)  
- 議案書 21 ページ -
- 報告第 21 号 専決処分の承認を求めることについて  
(杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改  
正する条例) - 議案書 25 ページ -
- 報告第 22 号 専決処分の承認を求めることについて  
(杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
) - 議案書 28 ページ -
- 報告第 23 号 専決処分の報告について - 議案書 31 ページ -

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 1 0 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 4 年度杵築市一般会計補正予算（第 1 5 号）・・・別冊

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月10日提出

杵築市長 永松 悟

記

令和4年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）・・・別冊

報告第13号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月10日提出

杵築市長 永松 悟

記

令和4年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

・・・別冊

報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月10日提出

杵築市長 永松 悟

記

令和4年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

・・・別冊



報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和4年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第3号）

・・・別冊

報告第16号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和4年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）・・・別冊

報告第17号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月10日提出

杵築市長 永松 悟

記

令和4年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第7号）

・・・別冊

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和5年度杵築市一般会計補正予算（第2号）・・・別冊

報告第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

杵築市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

杵築市長 永 松 悟

## 杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、同条第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第8条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第

2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。



27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第8条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第8条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第8条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第8条の6 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準

用する場合を含む。) の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
  - (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
  - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
  - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定

資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第13条の2を削る。

附則第14条の5第3項を削る。

附則第14条の6第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、

同項を同条第4項とする。

附則第14条の6の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第21条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の杵築市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期

間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の杵築市税条例附則第13条の2及び第14条の5第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第14条の6の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

杵築市長 永 松 悟



## 杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「取得価格」を「取得価額」に、「第29条の9第10項」を「第28条の9第10項」に改める。

第3条第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

第4条第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「施設又は設備」を「施設又は設備（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）」に、「取得価格」を「取得価額」に改める。

第6条第1項中「取得価格」を「取得価額」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第2項第1号に規定する促進区域内において承認地域経済牽引事業の用に供する施設を令和5年3月31日以前に設置した事業者に対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

- 3 改正後の半島振興法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域内において製造の事業等の用に供する設備を令和5年3月31日以前に新設し、又は増設した事業者に対する固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

報告第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 1 0 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年杵築市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に2条を加える改正規定のうち第7条の3第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 2 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 1 0 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

杵築市長 永 松 悟

## 杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第24条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第24条の2中「第26条の2」を「第26条の2第1項」に改める。

第26条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第8項中「第24条第1項」を「第24条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第9項、第10項、第12項から第15項まで、第18項及び第19項中「第24条第1項の」を「第24条の」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 報告第23号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月10日提出

杵築市長 永 松 悟



## 5 示談の内容及び損害賠償の額

事故の責任割合は、相手方が100%となり、公用車の修繕料162,000円、代車費用33,000円、フェンスの修繕料165,000円の合計金額360,000円を相手方が市に支払う。

